

資格登録手順

2004年12月17日制定
2006年3月3日改定
2006年5月10日改定
2007年4月3日改定
2008年4月1日改定
2008年6月19日改定
2008年7月7日改定
2008年9月10日改定
2009年1月27日改定
2009年5月29日改定
2009年7月31日改定
2010年12月1日改定
2012年11月16日改定
2013年3月1日改定
2014年4月1日改定
2017年2月1日改定
2017年4月1日改定
2017年6月23日改定
2017年11月9日改定
2018年2月26日改定
2018年9月7日改定
2019年3月4日改定
2019年5月20日改定
2022年11月1日改定
2024年11月21日改定
2025年10月1日改定

第1条（目的）

本規程は、資格制度運営細則第18条の定めにより、公認情報セキュリティ監査人資格制度（以下、「資格制度」という）における資格登録の手順を定めることを目的とする。

第2条（申請資格区分の決定）

申請者は、資格登録を希望する資格区分を決定する。

第3条（研修・トレーニングコース申込）

1. 申請者は、資格登録を希望する資格区分の資格要件を満たすために必要な、協会認定研修コース、協会認定トレーニングコース及び協会認定監査実技コース（以下、「研修・トレーニングコース」という）の申込を行う。

2. 申請者が、協会にて主催する研修・トレーニングコースを受講する場合は、第1項の時点において協会ホームページより研修・トレーニングコースの申込を行う。協会は、申込内容の確認のために、申込受付メールを送付する。加えて、研修・トレーニングコース受講料の請求書を発行する。
3. 申請者が、協会外の研修機関、一般企業又は団体（以下、「外部研修実施機関等」）にて主催する研修・トレーニングコースを受講する場合は、外部研修実施機関等が指定する方法にて研修・トレーニングコースの申込を行う。

第4条（研修・トレーニングコース受講料、試験料の振込）

1. 申請者が、協会にて主催する研修・トレーニングコースを受講する場合は、受講10日前（土日祝日を除く）までに請求書に記載の銀行口座宛に、研修・トレーニングコース受講料、試験料の振込を行う。
2. 協会主催の研修・トレーニングコース受講料、試験料は、別に定める資格制度運営細則による。
3. 外部研修実施機関等主催の研修・トレーニングコース受講料及びその振込期限は、外部研修実施機関等の定めによる。

第5条（研修・トレーニングコースの受講・修了）

1. 申請者は、資格登録を希望する資格区分の資格要件を満たすために必要な研修・トレーニングコースを受講する。
2. 研修・トレーニングコースを受講の結果、研修・トレーニングコース認定基準に定める修了判定の水準を満たしている場合には、協会は申請者に対して修了証を発行する。
3. 研修・トレーニングコースを受講の結果、研修・トレーニングコース認定基準に定める修了判定の水準を満たしていない場合は、協会は申請者に対して未修了の旨を通知する。試験結果により、再試験が必要となる場合には、再試験の案内を通知する。

第6条（監査経験確認試験）

1. 公認情報セキュリティ監査人の資格取得のために、監査経験確認試験の受験を申請する者は、あらかじめ公開されている試験日の10日前までに、当協会 Web ページのから監査経験確認試験申告・申込書をダウンロードし必要事項を記入する。その上で当協会 Web ページの各種申し込み受付ページを通じて協会に申請する。
2. 申請者は受験日の前日までに試験料を協会の指定口座に振り込む。
3. 試験日に指定時間までに指定の試験会場にて、受験する。
4. 協会は、合格と判定された受験者に対して監査経験確認試験合格証を発行し、不合格と判定されたには、不合格を通知する。
5. 不合格となった者は再度当該試験を受験することができ、その受験回数には制限を設けない。

第7条（主任監査人面接試験）

1. 公認情報セキュリティ主任監査人の資格取得のために、主任監査人面接試験の受験を申請する者は、試験希望日の2か月前までに、当協会 Web ページのから主任監査人面接試験申告・申込書をダウンロードし必要事項を記入する。その上で当協会 Web ページの各種申し込み受付ページを通

じて協会に申請する。

2. 協会は、申請書を受領した日から 10 営業日以内に、申請者にメールにて受領を通知すると共に、試験日程の調整を行う。
3. 協会は、申請者と面接試験担当者とが合意した日程を試験日とし、各々に連絡する。
4. 申請者は受験日の前日までに試験料を協会の指定口座に振り込む。
5. 申請者は受験日の前日までに、自己 PR 資料をメールで送付することができる。
6. 試験日の指定時刻に指定された URL からオンラインで面接を受験する。
7. 協会は、合格と判定された受験者に対して面接試験合格証を発行し、不合格と判定された場合には、不合格を通知する。
8. 不合格となった者は、6 か月を経過した時点から、再度、試験の申し込みを行うことができる。なお、再試験の受験回数には制限を設けない。

第 8 条（申請書類の準備）

申請者は、申請書類の準備を行う。申請書類は、資格区分毎に以下の通りとする。

1. 情報セキュリティ監査人補

- i) **様式 A01** 公認情報セキュリティ監査人資格登録申請書
※写真を貼付
- ii) **様式 A08** 業務経験及び監査実施経験に関わる確認書
※**様式 A16**にて業務経験の報告をする場合に必要
- iii) **様式 A10** 誓約書
- iv) **様式 A16** 業務経験等報告書（情報技術分野）
※保有資格の報告をする場合は、資格取得を証明する書類を添付
※卒業・在学状況を報告する場合は、在学等を証明する書類を添付

2. 公認情報セキュリティ監査人

- i) **様式 A01** 公認情報セキュリティ監査人資格登録申請書
※写真を貼付
- ii) **様式 A02** 業務経験報告書（情報技術分野）
- iii) **様式 A03** 業務経験報告書（情報セキュリティ関連分野）
- iv) **様式 A06** 監査実施経験報告書（情報セキュリティ監査）
- v) **様式 A07** 監査実施経験報告書（情報セキュリティ監査以外）
- vi) **様式 A08** 業務経験及び監査実施経験に関わる確認書
- vii) **様式 A10** 誓約書

3. 公認情報セキュリティ主任監査人

- i) **様式 A01** 公認情報セキュリティ監査人資格登録申請書
※写真を貼付
- ii) **様式 A05** 保有資格報告書
※資格取得を証明する書類を添付

- iii) **様式 A06** 監査実施経験報告書（情報セキュリティ監査）
- iv) **様式 A07** 監査実施経験報告書（情報セキュリティ監査以外）
- v) **様式 A08** 業務経験及び監査実施経験に関わる確認書
- vi) **様式 A10** 誓約書
- vii) **様式 A21** 面接試験合格証（写し）

4. 情報セキュリティ監査アソシエイト

- i) **様式 A01** 公認情報セキュリティ監査人資格登録申請書
※写真を貼付
- ii) **様式 A08** 業務経験及び監査実施経験に関わる確認書
※**様式 A11**にて業務経験の報告をする場合に必要（保有資格の報告の場合は不要）
- iii) **様式 A10** 誓約書
- iv) **様式 A11** 業務経験・保有資格報告書（監査アソシエイト用）
※保有資格の報告をする場合は、資格取得を証明する書類を添付

なお、資格更新申請に使用する様式については、資格区分に関わらず以下の通りとする。

様式 A15 公認情報セキュリティ監査人資格 更新登録申請書 ※写真を貼付

第9条（資格申請）

1. 申請者は、第8条（申請書類の準備）に定める申請書類一式を協会に提出し、資格申請を行う。
 - i) 初回申請及び格上げ申請時における申請の期限は、各資格試験の合格証（研修・トレーニングコースの修了証、又は監査経験確認試験合格証、又は主任監査人面接試験合格証）の発行日を起点に12ヶ月以内とする。
 - ii) 更新申請時における申請の期限は、登録証に記載の有効期限とする。
2. 前項に定める期限については、天災、傷病その他やむをえない理由がある場合には適用しない。
3. 協会は、申請書類の受領を確認し、資格申請手数料及び資格登録手数料の請求書を発行する。

第10条（資格申請手数料及び資格登録手数料の振込）

1. 申請者は、請求書に記載の銀行口座宛に、資格申請手数料及び資格登録手数料の振込を行う。
2. 資格申請手数料及び資格登録手数料は、別に定める資格制度運営細則による。

第11条（資格登録および抹消の決定）

1. 資格認証委員会は、資格認証委員会運営細則第11条の審査に基づき、申請者の新規資格登録および資格更新登録の決定を行う。
2. 協会は、資格認証委員会の決定内容を申請者に通知する。

第12条（登録証の発行・送付）

協会は、JIS17024に定める認証の証明書を兼ねた、協会発行の登録証を申請者の連絡先（郵送先）に送付する。

第13条（資格維持手数料の振込）

1. 協会は資格制度運営細則第10条に定める資格の始期の応当日（資格登録者の資格登録月に応じて10月1日または4月1日となる）に資格維持手数料を請求し、その請求に基づき、申請者はこれを支払うこととする。
2. 資格維持手数料の金額は、別に定める資格制度運営細則による。

第14条（資格保留）

1. 資格保留制度の適用を受けるためには、次の項目をすべて満たすことを要件とする。
 - i) **様式 A13**「資格保留申請書」に必要事項を記載の上、資格認証委員会に提出し、承認されること
 - ii) 登録証を協会に返還すること
2. 資格保留制度の適用を継続して受けるためには、次の項目をすべて満たすことを要件とする。
 - i) 監査人倫理規定に従うこと
 - ii) 保留された資格名称を使用しないこと（名刺、入札、提案活動、情報セキュリティ監査、講演会等の講師など）
 - iii) 資格制度運営細則 第17条に定める資格維持手数料を支払うこと
3. 資格保留制度の適用を解除し、監査人として活動するためには、次の項目をすべて満たすことを要件とする。
 - i) **様式 A14**「資格保留解除 登録申請書」に必要事項を記載の上、資格認証委員会に提出すること
 - ii) 資格制度運営細則 第15条「更新登録申請時」に定める資格申請手数料を支払うこと
 - iii) 試験小委員会による面接を受け、承認されること

第15条（資格辞退）

1. 資格辞退する者は、以下を協会に提出し、資格辞退手続きを行う。
 - i) **様式 A22** 資格辞退届
 - ii) 登録証
2. 資格制度運営細則第12条3項の「資格者として行動していないとみなされる」基準は下記のとおりとする。
 - i) 登録された連絡先が、不通となってから1ヶ月経過しても最新の連絡先に更新されなかったとき、または協会から登録された連絡先へ照会があつてから1ヶ月経過しても応答がないとき
 - ii) 初回登録後毎年の資格維持手数料が、その請求から2ヶ月経過しても支払われなかったとき
 - iii) 資格維持プログラム運営基準に定める資格維持ポイントの獲得が、その対象となる活動期間の最終日において必要なポイント数に達していないとき
3. 協会は、資格制度運営細則第12条に定める事項を資格認証委員会が承認した時をもって、資格の登録を削除する。

第16条（資格登録簿）

1. 協会は、資格登録者の登録簿を作成し、最新の状態を維持する。
2. 資格登録簿には、資格別に氏名、資格登録番号、資格登録日、資格有効年月日、連絡先及び所属先を記載する。
3. 資格登録簿のうち、氏名、資格登録番号、資格登録日、資格有効年月日及び本人の承諾がある場

合には所属先を資格別に本会の Web ページに掲載する。

4. 本条第 1 項のために、資格認証委員会の審査の結果を速やかに資格登録簿に反映する。

第 17 条（規程の変更）

本規程の改定は資格認証委員会の議決による。

第 18 条（その他）

本規程に定めのない事項については資格認証委員会において別途定める。

附則第 1 条（情報セキュリティ内部監査人による資格申請）

資格制度規程 附則第 1 条に記載される情報セキュリティ内部監査人能力認定制度により認定された情報セキュリティ内部監査人が、情報セキュリティ監査人補、公認情報セキュリティ監査人および公認情報セキュリティ主任監査人の資格申請を行う場合の運営手順を下記のとおり定める。

1. 申請者は、協会が指定する方法にて、研修・トレーニングコース認定基準に定められる協会認定研修コースのテキストの申込を行う。
2. 申請者は、外部研修実施機関等による研修・トレーニングコース実施基準に定められる教材費の振り込みを行う。
3. 本規程第 3 条以降の条項については、研修・トレーニングをトレーニングと読み替えて適用する。
4. 本規程第 8 条第 1、2、3 項の各項については、**様式 A01** 公認情報セキュリティ監査人資格登録申請書を **様式 A19** 公認情報セキュリティ監査人資格登録申請書と読み替えて適用する。

附則第 2 条（高度情報セキュリティ資格の登録者による資格申請）

高度情報セキュリティ資格の登録者が第 1 項を適用し、情報セキュリティ監査人補に資格申請する場合、申請書類は以下の通りとする。

- i) **様式 A20** 公認情報セキュリティ監査人資格登録申請書
※写真を貼付
- ii) **様式 A11** 誓約書
- iii) 高度情報セキュリティ資格の登録証（写し）を添付

【附則第 2 条 別表】 高度情報セキュリティ資格（順不同）

資格名称	認定団体名
公認情報セキュリティマネジャー（CISM）	ISACA（情報システムコントロール協会）

公認情報システム監査人 (CISA)	
公認情報システムセキュリティ専門家 (CISSP)	国際情報システムセキュリティ認証コンソーシアム (ISC) ²
情報処理安全確保支援士	独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA)
GIAC (Global Information Assurance Certification)	SANS Institute
ISMS 審査員	財団法人日本規格協会 マネジメントシステム審査員評価登録センター (JRCA)
ISMS 審査員	インターナショナル・レジスター・オブ・サーティフィケイテッド・オーディターズ・ジャパン (IRCA ジャパン)
公認システム監査人 (CSA)	特定非営利活動法人日本システム監査人協会 (SAAJ)

附則 本規程は、2004年12月17日より適用する。

本規程は、2005年8月11日に改定し、2005年10月1日より適用する。

本規程は、2005年11月9日より改定する。

本規程は、2005年12月16日に改定し、2006年4月1日より適用する。

本規程は、2006年3月3日に改定し、2006年4月1日より適用する。

本規程は、2006年5月10日に改定し、2006年6月1日より適用する。

本規程は、2007年4月3日に改定し、2007年5月1日より適用する。

本規程は、2008年4月1日に改定し、同日より適用する。

本規程は、2008年6月19日に改定し、同日より適用する。

本規程は、2008年7月7日に改定し、同日より適用する。

本規程は、2008年9月10日に改定し、同日より適用する。

本規程は、2009年1月27日に改定し、同日より適用する。

本規程は、2009年5月29日に改定し、同日より適用する。

本規程は、2009年7月31日に改定し、同日より適用する。

本規程は、2010年12月1日に改定し、同日より適用する。

本規程は、2012年11月16日に改定し、同日より適用する。

本規程は、2013年3月1日に改定し、同日より適用する。

本規程は、2014年4月1日に改定し、同日より適用する。

本規程は、2017年2月1日に改定し、同日より適用する。

本規程は、2017年4月1日に改定し、同日より適用する。

本規程は、2017年6月23日に改定し、同日より適用する。

本規程は、2017年11月9日に改定し、同日より適用する。

本規程は、2018年2月26日に改定し、2008年4月1日より適用する。

本規程は、2018年9月7日に改定し、同日より適用する。

本規程は、2019年4月1日に改定し、同日より適用する。

本規程は、2019年5月20日に改定し、同日より適用する。

本規程は、2022年11月1日に改定し、同日より適用する。

本規程は、2024年11月21日に改定し、同日より適用する。

本規程は、2025年10月1日に改定し、同日より適用する。